

広島県

令和8年4月1日から 「宿泊税」制度が 始まります！

「宿泊税」制度の主な内容

- 1 宿泊税の税率は、素泊まり料金で **1人1泊6千円（税抜き）以上**の宿泊について、**一律 200円**です（1人1泊6千円未満の宿泊については、宿泊税は課されません。）。
- 2 宿泊施設の経営者の方は、宿泊税の**特別徴収義務者としての登録**が必要となります。
- 3 特別徴収義務者は、令和8年4月1日以降、月の初日から末日までの宿泊に係る宿泊税について、翌月の末日までに**申告・納入が必要**となります。
- 4 修学旅行等の学校行事（学習指導要領に定められた宿泊を伴う学校行事で、学校・学年単位で行われるものに限り。）に伴う宿泊については、学校長の「修学旅行等であることの証明書」の提出があった場合、課税が免除されます。
- 5 日々の宿泊税額の適正な把握のために、特別徴収義務者の皆様に、**帳簿・書類の作成・保存をしていただく必要があります。**

広島県では、地域資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実、その他の観光の振興を図る施策に活用するため、令和8年4月1日から宿泊税の課税を開始します。



広島県総務局税務課 指導第二グループ

Tel : 082-513-2331

Fax : 050-3156-3483

登録に係る注意事項

【特別徴収義務者登録が不要となる場合】

1人1泊6千円以上の宿泊料金の設定がなく、申告納入すべき宿泊税額が年間を通じて発生しないことが確実である宿泊施設については、特別徴収義務者としての登録の必要はありません。

ただし、宿泊料金を確認する必要がありますので、「登録義務免除対象宿泊施設届出書」の提出をお願いします。

※料金の改定などにより、1人1泊6千円以上の宿泊料金を新たに設けた場合は宿泊税の対象となり、特別徴収義務者としての登録が必要になります。

宿泊税に関する情報は、随時県ホームページに掲載していきますので、こちらからもご確認ください。



県税イメージキャラクター『タツ君』



宿泊税特別徴収義務者登録の手順



1

1人1泊の宿泊料金（素泊まり・税抜き）が、
「6千円未満の施設 ⇒ 2-1へ」 「6千円以上の施設 ⇒ 2-2へ」

2

2-1 「登録義務免除」
の届出が必要です。

「登録義務免除対象宿泊施設
届出書」と、
料金表 を提出してください。

届出書
紙様式はこちら→



電子申請は
こちら→



2-2 「特別徴収義務者」の登録が必要です。

「宿泊税特別徴収義務者登録申請書」と
次の添付書類の提出が必要です。

- ・「商業登記簿謄本（登記事項証明書）」
（個人の場合「住民票の写し」）
- ・旅館業営業許可証又は届出番号及び建物の所在地が
確認できる書面
- ・宿泊料金表・宿泊契約書面
- ・経営を委託している場合には「実質的経営者である旨の
申立書」及び「委託契約書」等

申請書紙様式はこちら→



3

ご用意いただいた書面を、広島県総務局税務課へ提出してください。

【郵送先】〒730-8511 広島県広島市中区基町 10-52

広島県総務局税務課 指導第二グループ 宿泊税担当

※2-1 は電子申請、2-2 は eLTAX（エルタックス）による電子申請でも提出できます。

「登録義務免除」の施設はここで
手続き終了です。

※免除対象施設への通知はありません。

4

特別徴収義務者登録手続き完了後、広島県から「特別徴収義務者証票」が送付されます。
施設のフロント等宿泊者の見やすい箇所に証票を掲示してください。

5

令和8年4月1日宿泊分から宿泊税の徴収を開始し、1か月分をまとめて翌月の末日まで
に広島県に申告・納入してください。

帳簿、書類※を記載し、保存してください。（帳簿→5年間、書類→2年間）



※帳簿記載事項…宿泊年月日、宿泊者数、課税対象宿泊者数、
課税対象外宿泊者数、宿泊料金、宿泊税額

※作成書類…宿泊の際に作成される売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、
宿泊者数、宿泊料金、宿泊税額が記載されているもの